
午後 2時00分開会

○議長（芝山 稔） 皆様、お疲れさまです。

開会に先立ちまして、申し上げます。

去る11月12日に、安曇野市議会選出の召田義人議員がご逝去されました。ここに故人のご冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと存じます。皆様、ご起立をお願いします。

黙禱。

（黙 禱）

○議長（芝山 稔） お直りください。ありがとうございます。ご着席ください。

続きまして、このたび塩尻市議会及び安曇野市議会において松本広域連合議会議員の交代があり、塩尻市議会からは西條富雄議員、安曇野市議会からは猪狩久美子議員が選出されましたので、ご紹介申し上げます。

これより令和4年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は23名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が5件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（芝山 稔） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび選出された塩尻市議会及び安曇野市議会選出議員の議席につきましては、会議規則第4条第2項の規定により、お手元にご配付いたしました名簿のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（芝山 稔） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において13番、近藤晴彦議員、14番、北村直樹議員、16番、猪狩久美子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（芝山 稔） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝山 稔） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 常任委員の選任

○議長（芝山 稔） 日程第4、常任委員の選任を行います。

塩尻市議会及び安曇野市議会選出議員の常任委員会につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の常任委員名簿に記載のとおり指名いたします。

日程第5 議案第1号から議案第5号まで

○議長（芝山 稔） 日程第5、議案第1号から第5号までの以上5件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

臥雲広域連合長。

○広域連合長（臥雲義尚） 本日、令和4年松本広域連合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

冒頭、安曇野市召田義人議員におかれましては、突然の訃報に接し、非常に驚いております。松本広域連合を代表しまして、心よりお悔やみ申し上げます。

7月の臨時会以降、塩尻市及び安曇野市議会議員の辞職に伴い、今議会から新たにお2人の方が松本広域連合議会議員にご就任されました。新たに就任された皆様におかれましては、松本地域のさらなる発展のためご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、9月25日に塩尻市長選挙が行われ、新たに百瀬 敬塩尻市長が初当選を果たされました。松本広域連合を代表しまして心からお祝いを申し上げますとともに、今後、広域連合の円滑なる運営についてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の提案説明に先立ちまして、広域連合を取り巻く状況などについて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、医療機関の負担軽減に向けた全数把握の見直しや陽性者待機期間の短縮などの対応が図られてまいりました。一方で、感染の再拡大や季節性インフルエンザとの同時発生なども懸念される状況にありますが、社会や経済活動を止めることなく感染防止対策も行うウィズコロナの新たなフェーズに入っています。

経済活動につきましては、全国旅行支援や訪日外国人旅行者に対する水際対策の緩和、さらに、急激な円安も追い風となり、インバウンド需要の増加の期待が高まっています。さらに、秋の大型経済対策も予定されていることから、このタイミングを生かして新規事業などへの転換を図り、経済再生への足がかりをつくる重要な節目となります。

松本広域連合におきましても、松本地域の認知の拡大を目指して、広域観光情報サイト「#まつもトコトコ」においてSNSによる市村の観光スポットの情報発信、プロの写真家の撮り下ろしによる地域PR写真の公開、ユーチューブ動画の配信を行ってまいりました。さらに、こうした事業効果の最大化を図るためにLINEスタンプの販売や写真集の出版、首都圏における写真展の長期的な開催といったリアルイベントも展開してまいります。詳細につきましては、この後の総務民生委員会及び協議会において皆様にご説明いたします。

次に、消防業務についてお話しします。

消防業務は、感染対策を継続しつつ、国が進めるウィズコロナの新たな段階に向けた取組を参考にしながら、自衛消防隊の訓練会、応急手当に関する講習会など、住民の皆様と対面で行う事業も再開しております。

あわせて、第2次常備消防力整備に係る中長期構想の具現化計画につきましては、合理的な職員数で庁舎や消防車両をより効率的、効果的に運用していく必要があることから、施設

などの今後の在り方について皆様と相談しながら慎重に進めてまいります。

7月の議員協議会において、消防職員数の増員を含め、具現化計画について皆様のご了承をいただきましたので、消防職員数の条例定数の改正について提案させていただきます。詳細は、この後、総務民生委員会でご協議をいただきます。

それでは、ただいま上程されました条例2件、補正予算2件、決算の認定1件の計5件の提出議案につきまして一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号の松本広域連合職員定数条例の一部を改正する条例は、第2次常備消防力整備に係る中長期構想具現化に伴うもので、消防職員数を現在の395人から433人に増員するものです。

次に、議案第2号の松本広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、現在の夜間消防手当を廃止し、新たに国や県に準じた夜間特殊業務手当を支給するものであります。

議案第3号の令和4年度一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算の主なものは、令和3年度決算剰余金の確定による繰越金の追加、起債対象事業の追加、寄附金の受入れなどについて必要な予算措置を講じるものです。補正予算の規模は、一般会計で歳入歳出それぞれ1億7,543万円を追加し、歳出歳入の予算総額を48億6,832万円とするものです。

次に、議案第4号の令和4年度松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算について申し上げます。

補正予算の主なものは、令和3年度決算剰余金の確定による繰越金の追加、誘客促進観光PR事業の強化に伴うものなどについて必要な予算を講じるものです。補正予算の規模は、特別会計で歳入歳出それぞれ396万円を追加し、歳出歳入の予算総額を2,109万円とするものです。

次に、議案第5号の令和3年度決算について申し上げます。

まず、一般会計の決算額は、歳入が48億8,262万円、歳出が44億9,388万円で、形式収支、実質収支ともに3億8,873万円の黒字決算となりました。

特別会計では、歳入が2,252万円、歳出が1,538万円で、形式収支、実質収支ともに713万円の黒字決算となりました。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芝山 稔） 次に、監査委員から、令和3年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審査意見の報告を求めます。

上條代表監査委員。

○代表監査委員（上條良久） ただいま指名をいただきました代表監査委員の上條です。

それでは、令和3年度松本広域連合一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月23日に平林監査委員と共に審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令で定める様式により作成されており、その計数等につきましても関係諸帳簿と符合し、正確であると認めました。また、各基金においても、その設置目的に沿って運用されており、適正に管理されているものと認めました。

要望を含めた意見といたしまして1点申し上げます。常備消防力適正職員数の増員でございます。新型コロナウイルス感染症の対応に加え、近年は毎年のように線状降水帯による豪雨災害が全国各地で発生し、今年も北陸、また、東北地方で多くの被害が出ております。こうした災害がいつも身近に起こり得るものとして捉え、松本地域における災害等への対応力の強化として、第2次常備消防力整備に係る中長期構想の中核となる女性も重視した中で職員数の増員に係る具体的な取組を進め、一層の地域住民の安全と安心の確保に努めていきたいと思っております。

以上、決算審査意見の報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の資料8のほうで、審査意見書をご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（芝山 稔） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明があり、また、監査委員から決算審査の意見の報告がありました。

日程第6 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（芝山 稔） 日程第6、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、11番、神津ゆかり議員、6番、池田国昭議員の以上2名であり

ます。

初めに、神津ゆかり議員の発言を許します。

11番、神津ゆかり議員。

○11番（神津ゆかり） 11番の神津ゆかりです。

通告により質問をさせていただきます。

まず、冒頭、様々なリスクとプレッシャーの中、地域住民の命と安全を守るため、連日大変な業務を担っていただいていることに感謝申し上げます。

本日は、広域消防について、特に救急搬送について伺ってまいります。

日に日に寒くなってきており、これから信州でも寒い冬本番を迎えます。家の中では、特に朝布団から出たときやお風呂に入るときなど、急激な温度変化、気温差を体験することで身体がダメージを起こす、いわゆるヒートショックが置きやすくなります。国の調べによりますと、家庭内での溺死事故は冬場に多く起きており、年間約1万9,000人の方がお亡くなりになっていると推計されています。この数字は、年間約3,000人という交通事故死よりも大きな数字です。

夏の熱中症については、国でも熱中症警戒アラートを昨年度から運用しており、熱中症による死亡者数ゼロに向けて、熱中症予防のための取組が積極的に行われるようになってきました。一方、ヒートショックについてはどうでしょうか。家のお風呂を安全・安心な場所にするために、まだまだ取り組むべき課題があると感じております。ヒートショックを起こさないための予防対策や注意喚起のために、まずは救急搬送のうちヒートショックが疑われる入浴関連事故を抽出していく必要があると考えました。

そこで、質問に入ってまいりますけれども、全国的にヒートショックが原因で亡くなるケースを報道で耳にしております。松本広域圏における、住宅の浴槽、脱衣所、洗い場が発生場所の救急要請でヒートショックが疑われる月別の救急件数、予後と後遺症などの機能障害の有無、そして、死亡件数について、令和元年から令和3年までの過去3年度分の救急統計上の値について伺います。また、これらのヒートショックに限定した救急統計の公表や予防広報はされているのかも併せて伺います。

○議長（芝山 稔） 降幡消防局長。

○消防局長（降幡明生） 神津議員からのヒートショックに関連する統計数値と、救急事故に関係する広報活動等などのご質問に一括してお答えいたします。

最初に、今回使用するデータ、救急統計の位置づけですが、毎年総務省消防庁が発行して

いる消防白書等に反映させるため、消防が救急搬送した方、一人ずつの救急記録の作成を義務づけられたものです。今回の質問のキーワードであるヒートショックについては、傷病名や症状ではないため、検索条件によって誤差が生じる可能性があります、ご了承いただきたいと存じます。

まず、ヒートショックに関連する救急件数や傷病者の方の予後と後遺症などについてですが、令和元年から3年間、当消防局の救急記録を基に分析をいたしますと、住宅の風呂場周り、こちらで何らかの要因により662件の救急事故が発生し、11月から3月の冬場におきましては計339の方が救急搬送されております。

これを医療機関収容後の傷病程度別に見ますと、全体で入院を必要としない軽症が143人、3週間未満入院の中等症が115人、3週間以上入院の重症が52人、死亡が29人で、4割の方が軽症でしたが、6割近くの方が入院を要する治療を受けております。このうち56の方が、救急隊が現場に到着した際、心肺停止の状態でした。また、65歳以上の方は252人で、このうち軽症が94人、中等症が86人、重症が46人、死亡が26人で、死亡した方のほとんどが65歳以上の方で占められております。

救急隊の初期観察では、頭部外傷、手、足、腰の骨折疑いや打撲、意識障害、脳虚血、心不全、溺水、熱傷など様々でした。また、発症時刻の特定はできませんが、消防機関への通報は19時から翌朝6時までの間に182件あり、半数以上の通報が夜間となっております。

なお、退院後の回復程度や後遺症の有無につきましては、消防の救急統計調査の対象外となっており、お答えすることができませんのでご了承ください。

次に、ヒートショックに限定した救急統計の公表や予防広報についてですが、当消防局では、救命講習会や消防訓練など、住民の皆さんに直接お話しできる機会を捉え、例えば、お餅が喉に詰まったときや浴槽で意識を失った人を発見したらなど、予防法も含めた救命手当の普及活動を実施しております。

今後、熱中症や今回ご質問のありましたヒートショックなど、気象条件や環境にも関連性が高い救急事故について適時適切な広報についても研究、検討し、引き続き松本地域の救命率の向上につなげられるよう応急手当の普及啓発を推進してまいります。

以上です。

○議長（芝山 稔） 11番、神津ゆかり議員。

○11番（神津ゆかり） ご丁寧な答弁と分析をいただきました。ありがとうございました。

ヒートショック発生後、救急搬送されて必要な治療を受けたその後、脳や体、身体の機能

障害、そして、その程度の大きさによっては、その後、介護や生活支援が必要なことがあるのだろうというふうに想像いたしました。

次に、質問2回目ですけれども、ヒートショックが関係する救急事案で死亡や後遺症を残す事例が少なくない中、この情報を松本広域圏で共有し、行政施策につなげられたらいいなというふうに考えています。松本広域圏におけるヒートショックに關係する救急統計や救急現場で活動する救急隊員から見たヒートショックの現状や予防策、現場での実例などについて伺いたいと思います。

○議長（芝山 稔） 降幡消防局長。

○消防局長（降幡明生） 神津議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

救急隊員の現場での経験も確認をしながら、一般的な予防策も交えて総括的にお答えをいたします。

今回のご質問に合わせて、何人かの救急隊員に救急現場での様子を確認をいたしました。共通していることは、少しでも予防策を講じていれば確実に防ぎ得た事故であるということです。

また、参考ですが、厚生労働省や消費者庁のホームページなどを参照いたしますと、冬季に多発する高齢者の入浴中の事故に係る注意喚起が掲載されております。これによりますと、65歳以上で家や居住施設の浴槽における事故が多く、11月から3月の冬季を中心に多く発生しており、事故防止には、本人だけでなく、家族など周りの方も一緒になって入浴習慣を見直すことが大切で、冬にかけて家の中でも冷え込みや温度差が生じやすく、事故が起こりやすい季節としています。その上で、まず入浴前には脱衣所や浴室を温める、湯温は41度以下、お湯につかる時間は10分までを目安、浴槽から急に立ち上がらないようにする、食後すぐの入浴や飲酒後、医薬品服用後の入浴は避ける、入浴する前には同居者に一声かけて意識してもらうなどを主な注意事項として警鐘しています。また、日本気象協会のヒートショック予報なども参考にしながら、日々の対策の必要性を唱えております。

当消防局といたしましても、地域住民の皆さんと接する機会を捉え、救急活動のみならず、未然にそうした事故を防ぐ予防救急の輪をさらに広げていければと考えております。

以上です。

○議長（芝山 稔） 発言ございますか。神津議員。

○11番（神津ゆかり） ご答弁いただきました。

突然ですが、11月26日は、いい風呂の日です。お風呂場を安全・安心の場所にして日々の

入浴を楽しむことは、人々の幸福度のアップにもつながります。松本広域圏で救急搬送のオープンデータの情報発信やヒートショックの予防対策、広報、啓発等に取り組んでいただくことは、生のデータを予防救急に生かすことにつながります。

各市町村におかれましても、寒い信州で暖かく、健康に過ごすための広報啓発や福祉健康行政、また、高気密高断熱健康住宅などの家造りなどの住環境の質の向上など、全てが健康寿命の延伸につながりますので、ぜひ取り組んでいただければということをお願い申し上げます。全ての質問を終わります。ご清聴、ご協力ありがとうございました。

○議長（芝山 稔） 以上で神津ゆかり議員の質問は終結いたします。

次に、池田国昭議員の発言を許します。

6番、池田国昭議員。

○6番（池田国昭） それでは、消防行政について通告に従い質問を行います。

最近、テレビでの報道やドキュメンタリー番組で、東京消防庁の消防指令センターの特番がありました。主に救急に関わる内容でしたけれども、コロナ禍での特別な対応、心臓が止まってしまっている子供の母親からの119番通報に対して、動揺するお母さんをまず落ち着かせ、安心させ、さらに励まし、心臓マッサージの指示を、そのテンポも含めて伝え、リモートで救命活動をして、子供が呼吸を再開し始めたときにまさに一緒に喜ぶ姿など、命と直面する現場の臨場感が伝わってくる中身で、私自身、感涙なくしては見られない、実に感動的な場面が何度もございました。当松本広域連合の通信指令課でも、日々同じことが起こっていると容易に想像できる内容でした。改めてこの場をお借りして、消防職員の皆さんの献身、奮闘ぶりに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今回質問に至ったのは、私だけでなく、圏域住民の中にもあまり知られていないのではないかと感じたからです。そこで、当松本広域消防局の通信指令課について、以下幾つか質問をいたします。

まずは、松本広域消防局の通信指令課の日常業務、勤務体制やその状況などについて伺います。

次に、最近の松本広域圏の119番通報について、年間件数、日平均数、その中で1日の最大件数、その日はいつかなどについて伺いたいと思います。

3つ目に、今言った1つ、2つの質問に関連して、現在通信指令課で抱えている課題、解決が求められている懸案について伺いをしたいと思います。

次に、今議会に議案提出されている消防職員定数条例の一部改正について、この前提とな

る第2次常備消防力整備に係る中長期構想の具現化計画において、この通信指令課職員数に関わっては一切記載がありません。そこで、何点か質問いたします。第2次常備消防力整備に係る中長期構想の具現化計画や検討結果などにおいて、通信指令課職員の適正職員数に改善や変更する点はないのか、その理由も含めてお伺いします。

次に、通信指令課の適正職員数について、国等からの指示や指導等があるのかないのか、お伺いします。

次に、次期消防通信指令システムの全面更新、今日も提案され、説明があるようですけれども、を控え、通信指令課の将来像などについて質問をいたします。通信指令課の将来像を含めて、次期消防通信指令システムの全面更新後の通信指令課の姿を含めて、具体的なイメージなどについてお伺いをしたいと思います。また、現状と課題を整理した上で、ハード及びソフト面における改善点や対策についてお伺いをしたいと思います。

次に、もう一つの条例改定についてお伺いをします。

松本広域連合個人情報保護条例についてです。昨年の5月12日、デジタル改革関連6法が成立し、これに基づき個人情報保護法をはじめとする多数の法律改定がなされました。これに伴って、松本広域連合をはじめ、地方自治体の定めているこの条例の改定が求められています。その中身は、一言で言って、個人情報を保護ということから利用というふうにしフトさせる中身です。そこで、まずお聞きしたいのは、松本広域連合において個人情報として取り扱っているものはどんなものがあるのか、お聞きします。

2つ目、今回の法律改定により個人情報の定義が変わりました。それとの関係で除外される個人情報があるのかどうか、お聞きします。

以上をもって1回目の質問といたします。

○議長（芝山 稔） 降幡消防局長。

○消防局長（降幡明生） それでは初めに、消防局から通信指令課に関する件を、続いて、事務局から個人情報保護条例の改正の件についてご説明いたします。

それでは、池田議員からご質問のありました当消防局の通信指令課の業務、勤務体制や119番通報の件数をご説明した上で、通信指令課の課題などについて一括してお答えをいたします。

最初に、通信指令課の業務ですが、政令市などの消防本部では消防指令センターとも呼ばれ、災害発生を受信し、消防署所や消防隊などに指令を伝達する部署で、活動に必要な情報を的確に伝達し、出動した消防隊等からの災害情報の報告、応援要請等の受信、伝達に加え、

関係機関との相互連絡などを迅速、確実に行うことを任務とする部署です。

これらの業務を当消防局においては、課長1名と24時間勤務の1班5名ずつを3班編制とし、これにシステム管理、予算などを担当する2名の日勤者を加え、総員18名で業務を行っております。通常、1班5名で当番勤務をする職員については、1名は通信指令の総合官制として、日々の緊急通報や住民からの多岐にわたる相談などを俯瞰的に調整、判断しております。ほかの4名は2人1組となり、119番通報の受付に始まり、災害地点の特定、災害種別の決定、出動指令、応援隊の判断と同時に医療機関等への連絡など、お互いの業務に間違いがないかを確認しながら、24時間365日、絶え間なく継続しております。

次に、119番通報の受付件数などですが、令和3年は合計で2万2,218件あり、1日平均では約61件、最も多い日で96件の緊急事案に対応しております。

また、職員の意見も参考に、通信指令課における課題等を整理いたしますと、まず、現場で災害対応を行う消防署に勤務する職員との相違点としては、助けを求める住民が最初に消防と接する声の窓口として、言葉のみを通じて災害対応に当たる部署であること、また、基本的に現場へは出動しないことなどが挙げられます。

こうした状況なども踏まえまして、通信指令課の課題の一つとしては、建物構造などを含む職場環境の整備が挙げられます。通常業務である119番通報の受付、これ自体、職員に精神的負荷がかかるものですが、加えて、指令台を構成する多くのパソコンや電子機器に囲まれた状態であり、セキュリティの面からも開放的な空間とすることが難しく、狭い空間での勤務は心的な負担にもなっております。また、通信指令業務の専門性や定年延長による職員の高齢化などの観点からも、求められる経験値、人間性等を兼ね備えた職員の育成も継続的な課題の一つとして捉えております。

次に、常備消防力整備に係る中長期構想の具現化計画において、通信指令課の職員数に係る項目は含まれていないことなどについてお答えをいたします。

まず、通信指令課の業務量は、管轄の人口規模や119番通報の件数、災害の規模などにより大きく変化します。過去のご質問で池田議員がたびたび引用されます消防力の整備指針による指令員数の算定基準と当消防局の指令員の実員15人、こちらを比較しても、現在の当消防局の通信指令課の職員数は基準に対して充足し、おおむね適正であると判断しております。当消防局において、通信指令課は地域住民と災害現場の消防隊等をつなぐ最重要セクションであり、常に適正な職員数を確保する必要がある優先的部署であると認識しております。

通信指令課に勤務する職員からは、システムの高度化と業務の効率化により多くが自動化

をされてきた、その一方で、新型コロナウイルスの出現、救急業務の高度化等、新たに対応が必要となってきた業務も多いことなどから、総合的に見ると24時間の当番勤務の職員数は適正で、現状を維持すべきとの意見も確認しております。したがって、今回、消防職員の定数条例改正案は、通信指令課を含め当消防局に見合った合理的で適正な職員数であると認識しております。なお、通信指令業務に係る職員数について、国や県からの特段の指導はありません。

次に、通信指令課の将来像を含め、次期消防通信指令システムの全面更新後の通信指令課の姿などについてお答えをいたします。

後刻の消防委員協議会におきましても一部説明予定ですが、現在、令和6年度の次期消防通信指令システムの全面更新に向けて、コンサルタント業者の業務支援を得ながら日々検討を進めております。消防指令システムの高度化に向け、将来のICTの利活用を見据えたシステム構成の検討にも取り組んでおります。具体的には、電子化による住民サービス、手作業事務のシステム化やSNS分析による早期災害の見地など、幅広くデジタル化を取り入れつつ独自機能を厳選し、追加コストの圧縮にも配慮しながら、現在具体的なシステム仕様書の作成を進めております。

また、今回の消防通信指令システムの更新に伴い、先行して実施予定の消防本部庁舎の改修工事ですが、令和5年度の途中から第1期工事を着工し、令和6年度に次期消防通信指令システムの構築工事、令和7年度に新消防指令システムの運用開始と消防本部庁舎の第2期工事を完了する計画でおります。

本工事は、空調などの一部老朽化した設備改修も併せて行い、女性専用施設の施工も含め、通信指令課等に勤務する職員の執務環境が現状よりストレスをためにくく、心身ともに健康が維持できるよう、職員の意見も取り入れながら工事設計を進めております。

また、通信指令課は、より広いスペースを確保できるよう、現在の本部庁舎の3階から4階に場所を移す計画としております。

以上でございます。

○議長（芝山 稔） 上條事務局長。

○事務局長（上條昭一） 私からは、個人情報保護条例に関するご質問についてお答えいたします。

松本広域連合で取り扱っている個人情報、職員の採用試験、介護認定審査会や障害支援区分認定審査会に関する資料、また、救急や消防活動に伴う活動報告書及び火災原因調査書

類等がございます。

次に、法律改正により除外される個人情報につきましては、お亡くなりになられた方、いわゆる死者に関する情報が原則個人情報から除外されることとなります。

以上であります。

○議長（芝山 稔） 6番、池田国昭議員。

○6番（池田国昭） 答弁いただきました。

通信指令課に関しては充足ということでしたけれども、ならばお聞きしたいのは充足率は100%という意味なのでしょうか、これをお答えください。

それから、2回目の質問の中で通信指令課に日勤者2名の方がいらっしゃいますが、これらの方々の、さっき説明があったのかもしれませんが、職務内容及びこの日勤の職員の勤務内容等を確認した上で、通信指令課に勤務する職員に対して、特別な手当などの支給の必要性ということについてはないのかどうかお聞きし、消防についての2回目といたします。

次に、個人情報保護条例に関連してお聞きします。

果たして、その除外されるものが死者に関する内容だけという答弁でしたけれども、まずはこの死者ならば除外していいのかどうかの検討は私自身もまだ結論を見いだしていませんが、それはともかくとして、私は重要な点が欠落しているのではないかというふうに申し上げたいと思うんです。それは個人情報の定義そのものが変えられた点です。そもそも個人情報の定義を今までと違って縮小して、そして、個人情報として保護される情報の対象範囲を狭めるということが今回されております。

具体的に言いますと、これまでの個人情報の定義は、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むというふうにかかれていました。すなわち、行政機関において、他の情報と照合して個人を特定できれば、それが容易ではなくても個人情報として扱うと。ところが、今回の改正の中身では、容易である場合だけに限定されてしまいました。実にこれ自身がまず曖昧であると同時に、恣意的な運用を可能とするという中身です。他の情報と照合して個人を特定できたとしても、容易でなければ個人情報とはしないということなんです。定義の規制の緩和、何のためなのか改めて申し上げる必要はなく、これはもう利用するためになるべく規制を緩和しているという中身です。このことは個人情報の全てのことに関わる中身です。

そこで2回目の質問をします。今回の改定を前にして国は、その改定に関わってのガイドラインを出しました。そのガイドラインの中には、してはならない項目とか、しなければい

けないこととか、許容をされないものとかということが、かなりの箇所に、そのガイドラインに掲載されています。私に言わせれば、言わば禁止条項と、制約条項とも言える表現なのですけれども、これにより住民に不利益が生じることにつながることはないのかどうか、その考えを改めてお聞きします。

今回の改正は、先ほども紹介した個人情報保護からいかに利用できるようにできるかとするかと、ここにその一番の狙いがあり、こうした法律に基づき各自治体に改正を求めて、その内容まで否定してきています。もう1点聞きたいのは、この内容まで否定してきているこのやり方、地方自治体の地方自治に関する、その本旨に反するやり方ではありませんか。このことについてどのようにお考えか、お聞きします。

また、当広域連合は、今後どのようなスケジュールで条例改正を行うのか、その予定をお聞きして、2回目の質問といたします。

○議長（芝山 稔） 降幡消防局長。

○消防局長（降幡明生） それでは、池田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、通信指令課の職員数、これにつきましては、消防力の整備指針に対しまして充足率は100%でございます。

また、先ほど一部お答えできませんでしたけれども、通報件数、1日の最大件数96件、この日は令和3年の9月28日でございます。

それでは次に、通信指令課の日勤者の職務内容や、通信指令課に勤務する職員に対する特別な手当の支給の考え方についてお答えをいたします。

通信指令課の課長を除く2名の日勤者は、消防局の日勤者と同様、年間スケジュールに沿って業務に当たり、議会や各種会議対応、実施計画の策定、予算編成事務などを担当しております。また、現在この2名は次期消防通信指令システム構築作業の実務的な役割を担っており、さらに、緊急通報や災害現場で消防無線等が輻輳する際には指令台で通信指令業務も兼務をしております。この2名の日勤者の配置により、24時間勤務の司令員は本来の消防通信指令業務に専念できております。

また、通信指令課に勤務する職員への特別な手当などの支給、いわゆる特殊勤務手当の支給ですが、災害現場に出動した職員に支給される出動手当相当に当たるような特別な手当の支給はございません。一方で、緊急通報の受付や声だけのやり取りによる指令員の心的ストレスも課題の一つと捉えておりますので、他消防本部の支給状況や給与との均衡も考慮しながら、引き続き調査、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芝山 稔） 上條事務局長。

○事務局長（上條昭一） それでは、個人情報保護条例に関連した3点の質問についてお答えいたします。

1点目のガイドラインの中に禁止条項と思えるような表現が複数箇所含まれているのではないかとご質問でございました。今回の個人情報の保護に当たり、全国一律のルールを浸透させるために必要な事務処理上の取組を命じたものであり、これは住民の皆様新たな制限や制約を強いる内容ではございません。

2点目、地方自治の本旨に反するのではないかとご質問でありました。

今回の法改正は、これまで国、民間、地方自治体など、個人情報を保有する各主体の判断に委ねられていた個人情報の取扱いについて、個人情報保有者や居住地などによる不均衡が生じないよう共通のルールを規定したものと認識しておりますので、地方自治の本旨に反するとは考えておりません。

3点目、広域連合における条例改正の予定であります。

改正を予定しています条例の内容につきましては国の個人情報保護委員会に、また、罰則の相当性につきましては長野地方検察庁にとそれぞれ現在調整中であり、令和5年松本広域連合議会2月定例会への上程に向けて準備を進めていく予定であります。

以上であります。

○議長（芝山 稔） 6番、池田国昭議員。

○6番（池田国昭） 答弁をいただきました。ぜひ調査、研究して、ストレスということですので、ぜひ慎重に検討してもらえればなというふうに思います。

最後に、質問ということにならないかもしれませんが、私が先日、実は指令課をお邪魔させてもらったときに、広域消防が持っている救急車14台、そのうち最大13台が同時出動して動いているという瞬間があったというお話を聞きました。ですので、そういうときの対応が可能なのかということをお心配して質問をさせていただきました。もし何かあったら答弁をお願いします。

次に、私が、国がガイドラインでこうしろああしろ、してはいけない、強要されないと、これに対して、それは決して制約を強いる内容ではないという答弁でしたが、そんなことはない、私はその認識が甘いだけではなくて間違いだというふうに思うんです。あまりに今回のデジタル法の改定の中身とその狙いに対する考察が足りない、指摘せざるを得ません。

なぜ全国一律にする必要があるのか。それは、そのことについても考察があまりにも不十分ではありませんか。今までこうした、いわゆるデリケートな問題についてはローカルルールということで定められていたんです、それがまさに地方自治だったというふうに思うんですけども、それが憲法でもうたわれている、その地方自治体の言わばいい面ということで強調されてきた面ですが、そのローカルルールをまさに廃止させようというのが今度の中身で、これはやっぱり地方自治の破壊というふうに言わざるを得ません。そこで、このことに関して、残り時間が少ないので、これから申し上げることが質問になるかどうか、時間の範囲で申し上げたいと思います。

令和5年の2月定例会にこの個人情報保護条例案を提出するというお話でした。今回の法律の狙いは、先ほど来申し上げているとおり、個人情報の基本を保護から、保護と利用のバランスというふうに転換する内容です。実は松本市の議会においても、DXは何だという質問に対して副市長が、公共の福祉と基本的人権のバランスをどう保っていくのかという答弁がありました。このバランスという言葉は非常に危険な中身、これだけ見ても明らかです。結局のところバランス論で、企業の言わばもうけのネタにしていくという、その利用を進められるようにしていくという中身です。

先ほど、許されない項目が、5つあるうちの1つ、死者に関してのことが出ましたけれども、そのほかにあと3つ許容されない事項があります。民間事業者からの求めに応じて、しかも自治体が住民の個人情報を匿名加工して提供することも可能という中身も含まれています。個人情報を個人が特定されないように加工すれば、外部への情報提供ができるようにしているんです。個人情報は匿名加工しても、いまやAIなどの手法で他の情報と照合すれば、プロファイリングによって個人を識別、特定することは十分に可能です。ですので、この定義の縮小は、言わば漏えいということではなくて、合法的に情報を流すことができるようにするという中身です。

時間がないのでこれ以上申し上げませんが、この重大なことを、どういうふうにしたんだということを、その条例の改定の中身を国に届ける義務も課せられていると、それで、その内容について、今度は国が勧告や助言を行うことができるという中身まで含まれています。ですから申し上げているわけです。以上時間ですので、今申し上げたこととの関連で、ぜひ答弁が可能でありましたら答弁をお願いしたいなと思います。

以上で質問の全てを終わります。ご協力ありがとうございました。

○議長（芝山 稔） 降幡消防局長。

- 消防局長（降幡明生） ただいまの池田議員の3回目の質問にございました救急車14台中、13台が同時に出ているときがあるというところがございますが、これは通信指令課的には特段問題はございません。現場のほうですけれども、10台が出動している時点で消防局非常用救急車が4台ございますので、そのうちの1台を追加して対応をいたします。その際には、非番の職員等を招集をして救急隊の対応をとるようにしております。
- 議長（芝山 稔） 消防局長、時間でございます。
- 消防局長（降幡明生） 以上でございます。
- 議長（芝山 稔） 以上で池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第7 議案に対する質疑

- 議長（芝山 稔） 日程第7、議案第1号から第5号までの以上5件に対する質疑を行います。

発言通告者は、6番、池田国昭議員であります。池田議員の発言を許します。

6番、池田国昭議員。

- 6番（池田国昭） 議案第1号、定数条例のことに関して、私は消防委員会で議論されるのかなというふうに正直思っていたのですけれども、総務民生委員会だということですので、この場をお借りして質疑をさせていただきたいというふうに思います。

なお、通告の文書は発表されていますが、その中身のすり合わせの際に申し上げた中で改めてよく検討してみると、通告のその内容にダブリがあるので、修正もしながら5点にわたってお聞きしたいと思います。

第1番目は、充足率、601分の433で72%ということですが、この数字は100%とかなりの乖離がある。人数でいうと168人不足するというふうになると思います。まだまだ不十分であるというふうに言わざるを得ませんが、このことに関する見解を改めてお伺いをしたいと思います。

2つ目、消防局は、私は素人ですが、大きく言って、1つは消防体制、2つ目が救急体制、予防体制、そして通信指令課、先ほど申し上げた体制、加えて総務課という5つの部署に、分野というかに分けられておりますが、前回質問したときに答弁がなかったのです

けれども、そのおのおの、ですから、消防、救急、予防、通信指令課、総務と、おのおのの基準数、充足率で言うと言わば分母の部分に当たると思うんですが、その分母の部分はおのおのどのようになるのかお聞きしたいと、及びその分母を明確にした上で1番、今5つ挙げた中のいわゆる充足率、分数ですよ、その数字が幾つになるか、お聞きします。

3つ目、消防力の整備計画の中で、予防体制に関しては兼務が認められるのでというくだりがありました。消防庁からの見解を含めて行ったら、その際、前回7月臨時会の委員協議会で質問をしたが答弁をいただけなかった内容があります。それは、この兼務によってどれだけの人が言わば省略していいかと、別な言い方をすると分子に付け加えていい、数字としてどれだけの人が数えられるのかということをお聞きしたいと思います。恐らくこの兼務オーケーというのは予防体制だけなのかなというふうに思うんですけれども、いずれにしても、その数字がどうなのかと。

4番目、これは通告してあったのですけれども、どうも必要がなくなったので、その不足数は今後どのようにカバーしていく予定なのかということをお聞きします。

最後に5番目で、今後充足率100%に向けての増員計画については、どのように今後考えていくのかということをお聞きして、1回目の質疑といたします。

○議長（芝山 稔） 降幡消防局長。

○消防局長（降幡明生） それでは、池田議員から議案の質疑がございました、定数条例、当消防局の消防職員数に関連する事項について一括してお答えをいたします。

最初に、改正後の条例定数433人が消防力の整備指針の算定数と乖離をしていることに対する見解についてですが、当消防局では、消防力の整備指針で一律に算定をした人員との比較では、兼務による合理的な差であると認識をしております。今回の職員定数の条例改正で合理的な職員数の積み上げから算出をした38人の増員をお認めいただければ、松本広域消防局として合理的な兼務体制が整えられるものと考えております。

次に、消防局で人員配置を要する各体制において、消防力の整備指針算定数との関係で不足をしている職員数についてですが、1つ目の消防体制、それから2つ目の救急体制、これを車両整備台数に対する人員として一くくりとすると108人、3つ目の予防体制としては60人、通信指令体制、総務事務体制については不足はありません。

次に、予防体制を除いて増やす必要がなかった人員につきましては、こちらの整備台数に対する人員で108人が不足となります。

次に、消防力の整備指針の算定数に比べ不足する人員は、予防体制に対する人員60人と整

備台数に対する人員108人の合計で168人ということとなります。また、この不足数をどのようにカバーしていく予定かということについての見解は、最初にお答えしたとおり、当消防局では消防力の整備指針で一律に算定をした人員との比較では、兼務による合理的な差であるというふうに認識をしております。

最後に、消防力の整備指針の算定数に対して100%を目指す計画があるかどうかにつきましては、今回条例定数の一部改正案が上程されたばかりであり、現時点において計画はございません。

以上でございます。

○議長（芝山 稔） 以上で池田国昭議員の質問を終結し、議案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案の委員会付託を行います。議案第1号から第5号までの以上5件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時17分休憩

午後 5時03分再開

○議長（芝山 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、ご報告申し上げます。

消防委員会において委員長の互選が行われ、消防委員長に平林 明議員が決定されております。

臥雲連合長。

○広域連合長（臥雲義尚） 先ほどの提案説明の発言訂正をお願いいたします。

議案第3号の令和4年度一般会計補正予算についてであります。提案説明の中で、補正予算の規模は一般会計で歳入歳出それぞれ1億7,543万円を追加し、歳出歳入の予算総額を48億6,832万円とするものと申し上げましたが、正しくは、補正予算の規模は一般会計で歳入歳出それぞれ2億1,456万円を追加し、歳出歳入の予算総額を48億5,083万円とするものです。でありますので、おわびをして訂正をお願いいたします。

日程第 8 委員長審査報告

○議長（芝山 稔） 日程第 8、議案第 1 号から第 5 号までの以上 5 件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、待井安登議員。

待井議員。

○総務民生委員長（待井安登） 総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案 5 件について審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、議案第 1 号 松本広域連合職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、第 2 次常備消防力整備に係る中長期構想具現化に伴い、消防職員の定数を現在の 395 人から 433 人に増員する改正で、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、増員に当たり職員の兼務が前提となっているが、職員の負担が増えるのではないかとの質問があり、当広域消防局の実情を考慮し、協議を重ねる中で業務可能と判断したとの答弁がありました。

次に、議案第 2 号 松本広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、夜間消防手当を廃止し、夜間特殊業務手当を新設するもので、異議なく可決すべきものと決しました。

現行の夜間消防手当は、消防業務の特殊性に対する包括的な手当として夜間勤務手当相当分を含んでおり、支給していることから、手当の趣旨や目的を明確化するために消防業務の特殊性や危険性に対する手当として夜間特殊業務手当を 1 当番につき 1,100 円、午後 10 時から翌日午前 5 時までの夜間勤務に対する手当として、夜間勤務手当を 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 をそれぞれ支給するものです。

次に、議案第 3 号 令和 4 年度松本広域連合一般会計補正予算（第 1 号）中、当委員会関係予算につきましては、令和 3 年度決算剰余金の確定による繰越金の追加などを補正するものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第 4 号 令和 4 年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入は債券の購入により財産収入を増額補正するもの、歳出は誘客促進観光 P R 事業の強化に伴うもので、具体的には令和 4 年度松本地域 P R 写真集の出

版に向けた仕様変更、ページの増加などによる事業費の増、また、地域写真集出版に関するウェブ広告の掲載数を増やすことによる費用の増加などで、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和3年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち当委員会関係決算につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

委員からは、ふるさと基金事業特別会計について、実質収支額が多いのではないかとの質問があり、当初予算で計上していなかった元気づくり支援金500万円が採択されたため、歳入の増額により実質収支額が多くなったとの答弁がありました。

また、8市村と連携して行っている愛知県金山駅での物産展について、10年近く実施する中で現在までの実施に関する分析等について質問があり、乗降客数の多い駅で平日実施のため、高齢者を中心に一定の利用があるが、これまでと同じ形での開催方法が妥当かなど、現在検討しているとの答弁がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

○議長（芝山 稔） 次に、消防委員長、平林 明議員。

平林議員。

○消防委員長（平林 明） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託された議案2件につきまして、慎重かつ詳細な審査をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第3号 令和4年度松本広域連合一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会関係につきましては、歳入として、起債対象事業の追加による起債額を計上、消防寄附金を計上、さらに、決算剰余金の確定による繰越金追加を計上するものです。

歳出としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる消耗品の購入、寄附金の基金への積立て、予備費歳入歳出の同額補正を計上するものであり、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和3年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてのうち当委員会関係につきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

以上を申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（芝山 稔） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芝山 稔) ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

6番、池田国昭議員。

○6番(池田国昭) 議案第1号に対して意見を申し上げたいと思います。

私の質疑と委員会での審査の内容について、ただいま委員長報告もございましたが、充足率100%との乖離は合理的な差であるという説明がございました。また、委員会の中では、100%との関係から言えば不足をしているけれども、それは業務可能だという説明があったというお話でした。

私は、合理的という言葉は、ある意味合理化することにも通じる中身というふうに言わざるを得ないなというのが率直な思いです。しかし、この定数条例の改正、具体的には増員を図るという点で言えば前進であることに間違いはありません。ということで、この条例改正案に対しては反対すべきものではないという立場を申し上げて、意見といたします。

以上です。

○議長(芝山 稔) ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芝山 稔) ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号から第5号の以上5件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芝山 稔) ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は、委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

日程第9 議第1号

○議長(芝山 稔) 日程第9、議第1号 松本広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、上條 温議員。

○議会運営委員長（上條 温） 議会運営委員長の上條 温でございます。

議第1号 松本広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例の提案に当たり、議会運営委員会を代表して提案理由を説明します。

主な改正内容は2点であります。

1点目として、大規模災害の発生や感染症の蔓延などの非常時において、滞りなく議会運営を行えるようオンラインを活用した委員会の実施に関わる規定を追加するものです。

2点目として、任期満了前に常任委員の改選がある場合の改選前の常任委員の任期について、これまで規定されていなかったため、その場合の任期を改選が行われたときまでとする規定を追加するものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芝山 稔） お諮りいたします。

ただいま趣旨説明がされました議第1号につきましては、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝山 稔） ご異議なしと認め、採決いたします。

議第1号 松本広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芝山 稔） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和4年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 5時18分開会